

安全計画の策定について

令和5年4月1日より、認可外保育施設指導監督基準の規定により、各認可外保育施設は、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）の策定が義務付けられました。

「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月16日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室）をもとに、各事業者で対応が必要となることをまとめました。以下を参考に「安全計画」の策定を進めてください。

策定された安全計画や実施状況については、令和6年度の書類審査等で確認します。

<各事業者において対応が求められること>

①「安全計画」の策定

各年度において、当該年度が始まる前に、以下に関することを盛り込んだ年間スケジュールとなる「安全計画」を策定すること。

- ・ 訪問先居宅の設備等の安全点検の実施
- ・ 施設内での活動、取組等における安全確保のための職員及び児童に対する指導
- ・ 安全確保に係る取組等を実行するための職員への研修や訓練

②「安全計画」策定後の実施および保護者への周知

- ・ 策定した安全計画に基づき研修や訓練を定期的実施
- ・ 保護者に対し、策定した安全計画に基づく取組等の内容を周知

③「安全計画」の見直し

策定した「安全計画」は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

- ・年度ごとに当該年度が始まる前に作成
- ・安全確保に関する取組を計画的に実施するため「安全計画を作成」
- ・「いつ」「何をすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に入れる

◎安全点検

(1) 訪問先居宅の設備等の安全点検

点検項目・内容	点検方法
居宅室内設備 (保育室内)	【記載例】 (居宅室内設備) ・保育開始前に、室内の危険個所の確認。など (居宅室外設備) ・随時、目視により、危険個所の点検を実施。など (玩具・遊具等) ・保育開始前に、玩具・遊具に破損等がないか点検。など
居宅室外設備	
玩具・遊具等	

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検) 予定時期	管理場所・方法
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 水遊び	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

- 【ポイント】**
- ・各事業者が作成しているマニュアルや手順書について記載。例示しているもの以外で作成しているものがあれば、行を増やして追加。
 - ・例示してあるもので、マニュアルや手順書として作成がないものは、策定予定の時期を記載。
 - ・各マニュアルの見直しにおいては、「リスクが高い場面ごと(午睡、食事、水遊びなど)で気を付けるべき点を明確化する」などの視点で児童の安全確保の観点から、不足することがないか定期的に点検。

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(保育の提供時における安全、災害や事故発生時の対応等)

児童の年齢	指導内容
乳児・1歳以上 3歳未満児	【ポイント】 ・児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について、各事業者の取組を記載。
3歳以上児	

(2) 保護者への説明・共有

保護者への説明内容	共有方法

- 【ポイント】**
- ・安全計画や事業者が行う安全に関する取組の内容を保護者に対し、説明・共有することが必要。
- 【記載例】**
- ・保育開始前に、預かり、引き渡しの際の保護者へのお願いを確認。など

◎訓練・研修

(1) 事業者の研修・講習受講について

研修・講習内容	受講日（受講予定日）
(研修・訓練・講習名) (内容)	年 月 日 (修了証の発行) あり ・ なし
(研修・訓練・講習名) (内容)	なし
(研修・訓練・講習名) (内容)	なし
(研修・訓練・講習名) (内容)	(修了証の発行) あり ・ なし

【ポイント】
 以下に関する研修・訓練・講習は必ず記載。
 ・ケガや急病等における応急手当の方法（実践）
 ・事故発生時に適切な救命処置が可能となる実技講習

(2) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体・関係団体が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

【ポイント】
 ・実施年度前に作成する関係で、訓練・講習スケジュール等未定である場合などは、随時情報を集め更新。

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

【ポイント】
 ・ヒヤリ・ハット事例を収集し、発生した事案の要因分析と必要な対策を講じる。

◎その他の安全確保に向けた取組

【ポイント】
 ・ICTを活用した取組など、安全確保に向けた取組や方針があれば記載。